

盛岡広域振興局長告示第92号

特定猟具使用禁止区域の指定（平成24年盛岡広域振興局長告示第85号）で告示した紫波町中屋敷特定猟具使用禁止区域の区域を次のとおり変更した。

平成28年10月21日

盛岡広域振興局長 浅 沼 康 揮

変更後の紫波町中屋敷特定猟具使用禁止区域の区域 紫波郡紫波町地内の国道396号と町道神田片山線との交点を起点とし、起点から国道396号を北西に進み同国道と町道鴨目田2号線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み町道鴨目田長洞線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道赤沢佐比内線との交点に至り、同点から同町道を南に進み民有林129林班と民有林130林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み民有林128林班と民有林130林班の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み民有林130林班と民有林131林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み民有林130林班と民有林133林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み町道惣平線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道平栗線との交点に至り、同点から同町道を西に進み林道芳沢線との交点に至り、同点から同林道を南東に進み同林道の終点に至り、同点から南西に進み民有林135林班、民有林136林班及び民有林137林班の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み民有林137林班と国有林の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み民有林138林班と国有林の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み民有林139林班と民有林140林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み民有林140林班と国有林の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み民有林140林班と民有林142林班の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み民有林140林班と民有林141林班の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み民有林141林班と民有林143林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み民有林143林班と国有林の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み紫波郡紫波町と花巻市の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み国道396号との交点に至り、同点から同国道を北に進み一般県道佐比内彦部線との交点に至り、同点から同一般県道を西に進み町道神田線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み町道神田片山線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域